

新旧対照表

○構造改革特別区域計画

新	旧
<p>1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 香川県綾歌郡宇多津町</p> <p>2 構造改革特別区域の名称 安心・安全の給食特区</p> <p>3 構造改革特別区域の範囲 香川県綾歌郡宇多津町の全域</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>(1) 人口 宇多津町の人口は、平成 7 年に 14,928 人であったが人口が平成 27 年には 18,952 人と 20 年間で約 1.27 倍増加しており増加傾向にある。</p> <p>(2) 出生数及び出生率 宇多津町の出生数は、減少傾向にあるものの、平成 7 年から平成 27 年の 20 年間、200 人以上を維持している。また、出生率は低下傾向にあるものの、県下で最も高い水準を維持している。</p> <p>(3) 世帯数 世帯数は、平成 27 年に 8,465 世帯に達しており、20 年間で 1.5 倍となっている。 また、1 世帯当たりの人口も平成 27 年には 2.24 人と、若年層の流入などにより、核家族化が急速に進行している。</p>	<p>1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 香川県綾歌郡宇多津町</p> <p>2 構造改革特別区域の名称 安心・安全の給食特区</p> <p>3 構造改革特別区域の範囲 香川県綾歌郡宇多津町の全域</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>(1) 人口 宇多津町の人口は、昭和 60 年に 11,864 人であったが人口が平成 17 年には 17,460 人と 15 年間で約 1.5 倍増加しており、顕著な増加傾向にある。</p> <p>(2) 出生数及び出生率 宇多津町の出生数は、人口の増加に伴い、昭和 60 年から平成 7 年の 10 年間で 100 人増加している。また、それまで低かった出生率については、国や県の数値を逆転し、高い値を示している。近年、出生率は低下傾向にあるものの、県下で最も高い水準を維持している。</p> <p>(3) 世帯数 世帯数は、平成 17 年に約 7,320 世帯に達しており、20 年間で倍増している。 また、1 世帯当たりの人口も平成 17 年には 2.38 人と、若年層の流入などにより、核家族化が急速に進行している。</p>

新

◆人口、出生数、世帯数等の推移（国勢調査） 単位：人、%

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総人口	14,928	15,967	17,460	18,434	18,952
年少人口	2,751	2,766	3,084	3,188	3,069
(0歳～14歳) 構成比	18.4	17.3	17.7	17.4	16.4
生産年齢人口	10,227	10,898	11,688	11,999	11,986
(15歳～64歳) 構成比	68.5	68.3	67.0	65.5	64.2
高齢者人口	1,950	2,303	2,673	3,127	3,627
(65歳以上) 構成比	13.1	14.4	15.3	17.1	19.4
出生数	278	270	246	237	208
出生率	18.6	16.9	14.0	1.28	1.10
世帯数	5,584	6,366	7,320	8,050	8,465
1世帯当たりの人口	2.67	2.51	2.38	2.29	2.24

(削除)

(4) 保育の状況

町内には保育所が5か所（町立1か所、私立4か所）あり、乳児保育、延長保育、一時保育、障害児保育、休日保育を実施しているほか、地域の子育て支援機関としての地域子育て支援センター事業や育児相談や交流事業などの各種取組を行っている。

人口の増加や女性の社会進出に伴い、保育需要が大きくなってきたため、保育所の新設や定員を増加するなど、保育需要に対応してきたところである。現在、保育所の総定員は590名である。

町立の保育所は、中央保育所（定員150名）で、1歳児以上の児童の保育を実施し、保護者のニーズに対応した保育を実施している。

5 構造改革特別区域計画の意義

現在、少子高齢化が大きな社会問題となり、少子化への対応が急務となっ

旧

◆人口、出生数、世帯数等の推移（国勢調査） 単位：人、%

区 分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
総人口	11,864	12,785	14,928	15,967	17,460
年少人口	2,761	2,536	2,751	2,766	*
(0歳～14歳) 構成比	23.3	19.8	18.4	17.3	*
生産年齢人口	7,726	8,688	10,227	10,898	*
(15歳～64歳) 構成比	65.1	68.0	68.5	68.3	*
高齢者人口	1,377	1,561	1,950	2,303	*
(65歳以上) 構成比	11.6	12.2	13.1	14.4	*
出生数	178	153	278	270	246
出生率	9.8	8.2	18.6	16.9	14.0
世帯数	3,720	4,391	5,584	6,366	7,320
1世帯当たりの人口	3.19	2.91	2.67	2.51	2.38

(*平成17年国調数字の内年齢別人口は未発表のため記載していない)

(4) 保育の状況

町内には保育所が5か所（町立2か所、私立3か所）あり、乳児保育、延長保育、一時保育、障害児保育、休日保育を実施しているほか、地域の子育て支援機関としての地域子育て支援センター事業や育児相談や交流事業などの各種取組を行っている。

人口の増加に伴い、保育需要が急速に大きくなってきたため、保育所の新設や定員を増加するなど、保育需要に対応してきたところである。現在、保育所の総定員は600名である。

町立の保育所は、中央保育所（定員150名）と平山保育所（定員90名）で、1歳児以上の児童の保育を実施し、毎年定員を上回る児童を可能な限り受け入れてきたところである。両保育所は、直線距離で約800メートル、車で約5分のところに位置しており、保育所の効率的な運営が望まれているところである。

5 構造改革特別区域計画の意義

現在、少子高齢化が大きな社会問題となり、少子化への対応が急務となっ

新	旧
<p>ている。本町においても、出生率は県内 1 位ではあるが、毎年高齢化率が上がってきており、対応が急がれている。</p> <p>一方、本町でも、核家族化が進行し、就業する女性が増加すると共に、子育てへの支援や保育所に対する期待は大きくなっている。</p> <p>このような現状の下、<u>町立の保育所で行う給食</u>について、調理を平成 19 年 2 月に竣工した給食センター（P F I 方式）で行い、保育所に搬入して実施することにより、効率的な給食提供ができ、<u>経費の節減につながり、また幼稚園・保育所・小学校・中学校と一貫した給食の提供が可能になり、町全体の食育の推進が図られている。</u>一つの施設で栄養士が幼稚園・保育所・小学校・中学校と 1 歳から 15 歳までの給食の献立を作成することにより、町の子どもの達の発達段階に応じたバランスのとれた、給食を提供することができる。</p> <p>また、給食センターにおいて、食材の一括仕入れが<u>可能</u>となることにより、地産地消を推進し、地元農家の薬物野菜・果物栽培をより普及することが可能となる。</p>	<p>ている。本町においても、出生率は県内 1 位ではあるが、毎年高齢化率が上がってきており、対応が急がれている。</p> <p>一方、本町でも、核家族化が進行し、就業する女性が増加すると共に、子育てへの支援や保育所に対する期待は大きくなっている。</p> <p>このような現状の下、<u>町立の 2 保育所で行う給食</u>について、調理を平成 19 年 2 月竣工予定の新給食センター（P F I 方式）で行い、<u>各保育所に搬入して実施することにより、効率的な給食提供ができ、経費の節減につながると期待されると共に、幼稚園・保育所・小学校・中学校と一貫した給食の提供が可能になり、町全体の食育の推進が図られる。</u>一つの施設で栄養士が幼稚園・保育所・小学校・中学校と 1 歳から 15 歳までの給食の献立を作成することにより、町の子どもの達の発達段階に応じたバランスのとれた、給食を提供することができる。</p> <p>また、新給食センターにおいて、食材の一括仕入れが<u>可能</u>となることにより、地産地消を推進し、地元農家の薬物野菜・果物栽培をより普及することが可能となる。</p>
<p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>町立の中学校、小学校（2 校）、幼稚園及び<u>保育所（1 か所）</u>の給食に関し、給食センター（P F I 方式）において約 2,100 食分の給食の調理を行い、各学校、幼稚園、保育所に搬入するものであり、この事業を実施することにより、次のとおり目標を設定しその推進を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 安全かつ質の高い給食を安定的に提供する。 (2) 児童の発育・発達段階に応じた対応や、アレルギーやアトピーを持つ児童への対応など、給食に関し多様なニーズに対応する。 (3) 乳幼児期から発育・発達段階に応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送るための自己管理能力を育むなど食育を推進する。 (4) 業務の集約などにより省資源・省エネルギーに努めるとともに、生ごみの減量化及び再資源化への対応に努める。 (5) 地元食材の調達に努め、地域の活性化と食を通じての地域の農産物等への理解を深める。 	<p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>町立の中学校、小学校（2 校）、幼稚園及び<u>保育所（2 か所）</u>の給食に関し、新給食センター（P F I 方式）において約 2,100 食分の給食の調理を行い、各学校、幼稚園、保育所に搬入するものであり、この事業を実施することにより、次のとおり目標を設定しその推進を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 安全かつ質の高い給食を安定的に提供する。 (2) 児童の発育・発達段階に応じた対応や、アレルギーやアトピーを持つ児童への対応など、給食に関し多様なニーズに対応する。 (3) 乳幼児期から発育・発達段階に応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送るための自己管理能力を育むなど食育を推進する。 (4) 業務の集約などにより省資源・省エネルギーに努めるとともに、生ごみの減量化及び再資源化への対応に努める。 (5) 地元食材の調達に努め、地域の活性化と食を通じての地域の農産物等への理解を深める。
<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地産地消の推進 	<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地産地消の推進

新	旧
<p>地域の信頼できる食材供給先と連携し、地域からの食材調達を行うことにより、地産地消を実践する。</p> <p>地産地消を推進する上で、地元特産品や「さぬきエコ農産物」として認証されている食材など、生産者が判る新鮮、安全、安心な食材の納入に努めるなど、地域の業者、生産者の活用を図ることにより地域経済の活性化に貢献する。</p> <p>(2) 人材の雇用・研修 給食センターの調理員は町内在住の者を優先的に配置するとともに、調理員に対し、調理師、栄養士等の資格研修を実施するなど、キャリアアップに努める。</p> <p>(3) 地域住民との連携 給食センターの一般公開や施設を活用した料理教室の開催など、地域住民との連携とともに、家庭に向けた情報発信（ホームページなど）など食育支援を行う。</p>	<p>地域の信頼できる食材供給先と連携し、地域からの食材調達を行うことにより、地産地消を実践する。</p> <p>地産地消を推進する上で、地元特産品や「さぬきエコ農産物」として認証されている食材など、生産者が判る新鮮、安全、安心な食材の納入に努めるなど、地域の業者、生産者の活用を図ることにより地域経済の活性化に貢献する。</p> <p>(2) 人材の雇用・研修 新設の給食センターの調理員は町内在住の者を優先的に配置するとともに、調理員に対し、調理師、栄養士等の資格研修を実施するなど、キャリアアップに努める。</p> <p>(3) 地域住民との連携 給食センターの一般公開や施設を活用した料理教室の開催など、地域住民との連携とともに、家庭に向けた情報発信（ホームページなど）など食育支援を行う。</p>
<p>8 特定事業の名称 920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業</p>	<p>8 特定事業の名称 920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業</p>
<p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業</p> <p>○ 宇多津町給食センター<u>運営事業</u></p> <p>① 目的 本町は人口が増加しており、給食数の増加への対応、給食の品質・衛生管理の必要性、成長期の異なる児童・生徒の発育段階に応じた献立の確立、特別食の対応など、児童の給食における課題がある。 このため、厳しい町の財政状況の中、給食センターのより効率的な運営を図るとともに、民間が有する食品衛生に関するノウハウを活用し、「民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律」(PFI法)に基づく事業手法を用いて、安心・安全な給食の実施を図ることを目的とするものである。</p>	<p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業</p> <p>○ 宇多津町新給食センター<u>整備運営事業</u></p> <p>① 目的 現給食センターの施設は老朽化し、学校給食の衛生管理上、ドライ方式設備の導入、非汚染区域・汚染区域の区分による衛生管理の徹底を図ることが求められている。現調理施設での対応は床面積などにより対応が困難である。 本町は人口が増加しており、給食数の増加への対応、給食の品質・衛生管理の必要性、成長期の異なる児童・生徒の発育段階に応じた献立の確立、特別食の対応など、給食センターが抱える課題を解決するため新しい給食センターの整備が必要である。 このため、厳しい町の財政状況の中、給食センターのより効率的な運営を図るとともに、民間が有する食品衛生に関するノウハウを活用し、「民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律」(P</p>

新	旧
<p>② 事業実施期間 (削除) 運営、維持管理 平成19年4月～平成39年3月 (20年間)</p> <p>③ 施設概要</p> <p>ア 構造 鉄骨平屋建て</p> <p>イ 床面積 1,499.73 m²</p> <p>ウ 調理能力 2,300食 (現状2,100食)</p> <p>エ 人員配置 所長 1名 食材調達 1名 検収職員 1名 調理員 19名 配達員 4名 栄養士 2名 (県職員1名 町臨時1名)</p>	<p style="text-align: center;"><u>F I法) に基づく事業手法を用いることにより、安心・安全な給食の実施を図ることを目的とするものである。</u></p> <p>② 事業実施期間</p> <p>ア 設計・建設等 平成18年4月～平成19年3月</p> <p>イ 運営、維持管理 平成19年4月～平成39年3月 (20年間)</p> <p>③ 施設概要</p> <p>ア 構造 鉄骨平屋建て</p> <p>イ 床面積 1,499.73 m²</p> <p>ウ 調理能力 2,300食 (現状2,100食)</p> <p>エ 人員配置 所長 1名 食材調達 1名 検収職員 1名 調理員 19名 配達員 4名 栄養士 2名 (県職員1名 町臨時1名)</p>

新旧対照表

○別紙

新	旧
<p>1 特定事業の名称 920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 宇多津町内の町立保育所</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定日</p> <p>4 特定事業の内容 (1) 事業の主体 香川県綾歌郡宇多津町 (2) 事業の区域 香川県綾歌郡宇多津町の全域 (3) 事業の実施時期 平成 19 年 4 月 1 日から (4) 事業の内容 町立保育所(中央保育所)の1歳児～5歳児の給食を、給食センターにおいて調理を行い、<u>保育所に</u>搬入して実施する。夏季休業中においても、同様に実施する。</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 (1) 調理室として、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けることについて 保育所には下記の設備を有しており、手作りおやつ調理や軽度の下痢、嘔吐等の体調不良児への対応に利用する。 ①中央保育所</p>	<p>1 特定事業の名称 920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 宇多津町内の町立保育所</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定日</p> <p>4 特定事業の内容 (1) 事業の主体 香川県綾歌郡宇多津町 (2) 事業の区域 香川県綾歌郡宇多津町の全域 (3) 事業の実施時期 平成 19 年 4 月 1 日から (4) 事業の内容 町立保育所(中央保育所及び平山保育所)の1歳児～5歳児の給食を、給食センターにおいて調理を行い、<u>各保育所に</u>搬入して実施する。夏季休業中においても、同様に実施する。</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 (1) 調理室として、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けることについて それぞれの保育所には下記の設備を有しており、手作りおやつ調理や軽度の下痢、嘔吐等の体調不良児への対応に利用する。 ①中央保育所</p>

新	旧
<p>主な調理設備 シンク、冷凍冷蔵庫、配膳台、配膳車、グリル、レンジ (削除)</p> <p>(2) 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることについて 食事の内容は、3歳以上の児童については、小学校及び幼稚園の給食と同じとし、3歳児未満の児童については、材料を細かく、柔らかく、呑み込みやすくするなど工夫して調理を行う。 昼食のほか、おやつを午後1回提供するが、おやつについては、できる限り<u>保育所</u>の調理室で調理した手作りのものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守することについて 本町が給食センターの整備運営を委託する業者は、PFI方式で実施するため、給食センターの整備運営を行うための特定目的会社「株式会社宇多津給食サービス」が平成18年2月23日に設立されている。特定目的会社であるため、建設・運営・保守・設備それぞれの専門的知識を持った会社が設立に関与している。特に、運営については、近隣の市町で給食の委託業務を請け負っている会社が担当している。</p> <p>「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日社施第38号)において準拠されている「病院、診療所等に業務委託について」(平成5年2月15日指第14号)の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)に基づき、次の点に留意して、外部搬入を行う場合の衛生基準や調理業務の委託・受託に係る基準を遵守する。</p> <p>① 調理方式は、給食センターが中央保育所から約2100mと給食センターから近接した場所に位置していることから、クックサーブとする。</p> <p>② HACCP(危害分析重要管理点)の概念に基づく衛生管理については、</p>	<p>主な調理設備 シンク、冷凍冷蔵庫、配膳台、配膳車、グリル、レンジ ②平山保育所 <u>主な調理設備</u> シンク、冷凍冷蔵庫、配膳台、配膳車、グリル、レンジ</p> <p>(2) 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることについて 食事の内容は、3歳以上の児童については、小学校及び幼稚園の給食と同じとし、3歳児未満の児童については、材料を細かく、柔らかく、呑み込みやすくするなど工夫して調理を行う。 昼食のほか、おやつを午後1回提供するが、おやつについては、できる限り<u>各保育所</u>の調理室で調理した手作りのものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守することについて 本町が新給食センターの整備運営を委託する業者は、PFI方式で実施するため、新給食センターの整備運営を行うための特定目的会社「株式会社宇多津給食サービス」が平成18年2月23日に設立されている。特定目的会社であるため、建設・運営・保守・設備それぞれの専門的知識を持った会社が設立に関与している。特に、運営については、近隣の市町で給食の委託業務を請け負っている会社が担当している。</p> <p>「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日社施第38号)において準拠されている「病院、診療所等に業務委託について」(平成5年2月15日指第14号)の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)に基づき、次の点に留意して、外部搬入を行う場合の衛生基準や調理業務の委託・受託に係る基準を遵守する。</p> <p>① 調理方式は、給食センターが中央保育所から約2100m、平山保育所から約850mであり、両保育所とも給食センターから近接した場所に位置していることから、クックサーブとする。</p> <p>② HACCP(危害分析重要管理点)の概念に基づく衛生管理については、</p>

新	旧
<p>「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日衛食第85号）に定められた重要管理事項のほか重要管理点を定めて必要な衛生管理を行うとともに、保健所の衛生指導による改善に努める。</p> <p>③ 食事の運搬及び保管については、平滑かつ洗浄消毒が容易な構造の清潔な保温食管を用いることとし、温かい食事は中心温度が65℃以上、生鮮品等は中心温度が10℃以下に保たれた状態で保存・運搬を行う。</p> <p>④ 検食については、配送前に給食センターにおいて、異物の混入の有無・異臭・異味・その他異常の有無、加熱・冷却の状況などの確認を行い、各施設においても実施する。</p> <p>⑤ 給食の外部搬入における保護者・施設の意見については、PFI業者の選定を実施するための要求水準書に反映し、運営後は適切に実施されているか検収を行う。また、定期的なアンケートを年2回実施する等、施設・保護者の意見を反映できる体制を作る。</p> <p>(4) 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、「公立保育所における食育に関する運営方針」に基づき食事を提供するよう努めることについて</p> <p>町の雇用した栄養士の献立に基づき必要な栄養素量を確保するとともに、発育・発達過程に応じて給食の提供に努める。</p> <p>給食センターから調理後速やかに洗浄消毒した容器を利用し、専用コンテナにて下記配送計画に基づいて、<u>1台</u>の専用の配送車を使用して配送する。保育所までの所要時間は4分～5分程度である。</p> <p>アレルギー食の個別対応を行うため、専用調理室において、アレルギー食への知識と調理技術を持つ調理責任者の指示のもと調理を行う。一般の給食との混同を避けるため、特別食調理室内の設備・什器・備品は専用のものを使用する。</p> <p>子どもたちが栄養や健康に対する知識を吸収するため。給食センターの見学や食物ライフサイクルについて体験学習機会の提供に努める。</p>	<p>「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日衛食第85号）に定められた重要管理事項のほか重要管理点を定めて必要な衛生管理を行うとともに、保健所の衛生指導による改善に努める。</p> <p>③ 食事の運搬及び保管については、平滑かつ洗浄消毒が容易な構造の清潔な保温食管を用いることとし、温かい食事は中心温度が65℃以上、生鮮品等は中心温度が10℃以下に保たれた状態で保存・運搬を行う。</p> <p>④ 検食については、配送前に給食センターにおいて、異物の混入の有無・異臭・異味・その他異常の有無、加熱・冷却の状況などの確認を行い、各施設においても実施する。</p> <p>⑤ 給食の外部搬入における保護者・施設の意見については、PFI業者の選定を実施するための要求水準書に反映し、運営後は適切に実施されているか検収を行う。また、定期的なアンケートを年2回実施する等、施設・保護者の意見を反映できる体制を作る。</p> <p>(4) 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、「公立保育所における食育に関する運営方針」に基づき食事を提供するよう努めることについて</p> <p>町の雇用した栄養士の献立に基づき必要な栄養素量を確保するとともに、発育・発達過程に応じて給食の提供に努める。</p> <p>給食センターから調理後速やかに洗浄消毒した容器を利用し、専用コンテナにて下記配送計画に基づいて、<u>2台</u>の専用の配送車を使用して配送する。保育所までの所要時間は4分～5分程度である。</p> <p>アレルギー食の個別対応を行うため、専用調理室において、アレルギー食への知識と調理技術を持つ調理責任者の指示のもと調理を行う。一般の給食との混同を避けるため、特別食調理室内の設備・什器・備品は専用のものを使用する。</p> <p>子どもたちが栄養や健康に対する知識を吸収するため。給食センターの見学や食物ライフサイクルについて体験学習機会の提供に努める。</p>

新	旧												
<p>【配送計画】</p> <p>1号車</p> <p>(中央)</p> <p>午前10時20分～30分 調理完了</p> <p>午前10時40分 → 給食センター出発</p> <p>午前10時50分 → 保育所到着</p> <p>午前11時10分 → 保育所配膳開始</p> <p>午前11時40分 → 給食開始</p> <p>午後14時30分食器等回収</p>	<p>【配送予定計画】</p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="1120 287 1568 351">1号車 (平山1・2歳)</td> <td data-bbox="1568 287 2112 351">2号車 (平山3歳以上)</td> </tr> <tr> <td>午前10時43分 → 給食センター出発</td> <td>午前10時49分 → 給食センター出発</td> </tr> <tr> <td>午前10時47分 → 保育所到着</td> <td>午前10時53分 → 保育所到着</td> </tr> <tr> <td>午前11時00分 → 保育所配膳開始</td> <td>午前11時20分 → 保育所配膳開始</td> </tr> <tr> <td>午前11時30分 → 給食開始</td> <td>午前12時00分 → 給食開始</td> </tr> <tr> <td>午後14時00分食器等回収</td> <td>午後14時00分食器等回収</td> </tr> </table> <p>(中央)</p> <p>午前10時52分 → 給食センター出発</p> <p>午前10時57分 → 保育所到着</p> <p>午前11時10分 → 保育所配膳開始</p> <p>午前11時40分 → 給食開始</p> <p>午後14時10分食器等回収</p>	1号車 (平山1・2歳)	2号車 (平山3歳以上)	午前10時43分 → 給食センター出発	午前10時49分 → 給食センター出発	午前10時47分 → 保育所到着	午前10時53分 → 保育所到着	午前11時00分 → 保育所配膳開始	午前11時20分 → 保育所配膳開始	午前11時30分 → 給食開始	午前12時00分 → 給食開始	午後14時00分食器等回収	午後14時00分食器等回収
1号車 (平山1・2歳)	2号車 (平山3歳以上)												
午前10時43分 → 給食センター出発	午前10時49分 → 給食センター出発												
午前10時47分 → 保育所到着	午前10時53分 → 保育所到着												
午前11時00分 → 保育所配膳開始	午前11時20分 → 保育所配膳開始												
午前11時30分 → 給食開始	午前12時00分 → 給食開始												
午後14時00分食器等回収	午後14時00分食器等回収												